

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」について

本県では、昨年12月23日に「レベル3：医療負荷増大期」と位置づけ、基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法18条）に基づき、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出するとともに、「医療ひっ迫防止対策強化地域」の指定を受け、対策に取り組んでまいりました。

一時は4千人近くまで増加した一日あたり新規陽性者数（1週間平均）は、直近では2千人台前半まで減少していますが、まだまだ多い人数と言えます。そして、本年1月に入って、本県でも3シーズンぶりに季節性インフルエンザが流行入りし、新型コロナとの同時流行となっております。

こうした状況から、全体としての医療の負荷は減少しておらず、「いつもなら普通に受けられる医療もすぐには受けられない」深刻な状況は続いています。

また、第8波では、過去の波と比べても最多となる374人の陽性者が亡くなっています。さらには、現在、世界各地で新たな変異株が報告され、本県においても「BQ.1系統」をはじめとする変異株が見つかっており、警戒、監視を継続する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において今月22日を期限としていた「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」の実施期間の延長が決定されましたのでお知らせします。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、当宣言の趣旨に基づき、引き続き、感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

主な変更点（下線部）

1 実施期間

○令和4年12月23日～令和5年2月12日（変更前：～1月22日）

2 県の取組み

<検査体制の強化>

○福祉施設、児童施設、小学校の職員への予防的検査を2月末まで延長
(変更前：1月末)

[添付資料]

- ・「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 3468		
FAX	058-278-2639		